

社会教育主事講習 受講資格について

○「受講資格」は、社会教育主事講習等規定第2条に基づき、主に5つの区別に分けられます。御自身の該当する要件について御確認ください。

・ 大学2年以上在籍し62単位以上修得した方
 ・ 高等専門学校を卒業した者

※主に社会教育行政関係の方



第1号で受講

【添付書類】
最終学歴の修了証明または、単位修得証明書 他

教育職員を普通免許状を有する方

※主に現職教員の方



第2号で受講

【添付書類】
有効であることを確認した免許状の写し（原本証明付き）または、教員免許状授与証明書 他



通算で2年以上社会教育に関係のある職及び業務を経験した方

※社会教育委員、公民館運営審議会委員 他



第3号で受講

【添付書類】
所属長の直筆署名付き勤務証明書 他

通算で4年以上文部科学大臣が指定する教育に関する職を経験した方

※教員、事務職員、栄養教諭 等



第4号で受講

【添付書類】
所属長の直筆署名付き勤務証明書 他

文部科学大臣が同等以上の資格を有すると認めた方



第5号で受講

【添付書類】
所属長の直筆署名付き勤務証明書 他

【確認】
分割受講については、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため、原則として、
 ①生涯学習概論
 ②社会教育経営論、生涯学習支援論
 ③社会教育演習
 の順序での履修となります。

大学で社会教育に関する科目の一部を単位を修得している方

※以下の科目と単位数の修得をもって振り返ることができる。

社会教育主事講習の科目	大学の養成課程における科目
①生涯学習概論	・・・同等の科目（4単位）
②社会教育支援論	・・・同等の科目（4単位）
③社会教育経営論	・・・同等の科目（4単位）
④社会教育演習	・・・社会教育実習（1単位）、社会教育特講（8単位） 社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題探究（3単位※選択必修）

講習実施機関（当センター）による単位修得認定

申込み時に、単位修得証明書を提出する。ただし、過去に、当センターで実施した本講習を受講された方は、提出不要。

第1号または第2号で、希望する未修得科目を受講

※過去に履修した単位や内容によっては、単位の振替が認められず、受講を要する科目が増える場合があります。